

◆ 十番(今井光子)

防災について、二点質問いたします。

平成十五年四月、試験湛水によって地すべり現象を生んだ大滝ダムについて、土木部長に質問いたします。

大滝ダムは、伊勢湾台風の後、昭和四十七年、治水ダムとして総工費二百三十億円の計画でスタートいたしました。これまでに三千二百十億円の膨大な費用を投入し、二〇〇二年末を事業完了としていたところ、試験湛水によって白屋地区の地すべりが発生いたしました。我が国ダム史上最大規模のダム地すべりであり、国土交通省はダム湛水試験を中止して、対策に追われました。

白屋地区はもともと地すべり地域であり、地区住民は、ダム計画時から専門家に地質調査など総合的な検証を依頼いたしました。その後、白屋地区の斜面は、二十メートル級と五十メートル級の深さのところ、地質的な弱い線があり、ダムに水をためたときに、これがすべり面になって地すべりを引き起こす可能性が指摘されました。ダムにより地すべりは拡大され、防止する方法はないとして、水没地域と同様に地域全体の移転を含めた対策を要求してきました。

一九八〇年三月、国会で辻第一衆議院議員が白屋の地すべりに対して質問したのに対し、十分な対策、長年月に耐え得る工法と答弁されております。当時建設省は、十分な検討もせず、五十メートルのところは問題ないとの判断を示しました。平成十一年の貯水池斜面对策検討分科会で、過去に地すべりの形跡がないとの判断がされております。これはダムを安全に建設できるという正当な理由になるのか。また、ダムを建設してもよいという判断は、だれが、どういう根拠で下したのでしょうか。

二〇〇三年五月にも共産党議員の質問に、白屋地区に対する地すべり対策として、鋼管杭アンカー、盛り土などの工法を実施と、地すべり対策は万全だとしてきました。にもかかわらず、なぜ地すべりが

起きたのでしょうか。地すべり直後に国会質問で小泉総理は、今の技術レベルでは地すべりの発生を完全に予知することはできないとされており、国の責任は重大です。

国は、今後、地すべり対策として二百七十億円の事業費の追加と、工期を平成二十一年までに延長をすることを決めました。これで費用は当初計画の十五倍になりました。和歌山県など関係自治体は、これまでたびたびの追加があったが、これ以上は耐えられない、国はみずからの失敗を棚上げにして、一律住民負担を課すべきではないとの意見が上がりましたが、奈良県は、多目的ダム法に基づいて、九十億円の負担を無条件で受け入れました。これは将来県民の水道料金にはね返ってきます。関係者や住民からは、今後の工事で地すべりが起こらないという保障があるのか、財政負担だけがのしかかり、使えないダムにならないかとの疑問の声が出ております。

国土交通省では、白屋地区を地すべり域と緩み域に分け、現在計画されております地すべり対策は、地すべり域を安定化することを主眼に置いております。大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会の対策案を基本に、コスト削減、工期短縮を目的とした設計施工一括方式により、大成建設が七十八億七千五百万円で落札いたしました。国土交通省は、工事の安全確認も随意契約で財団法人に委託しております。宮城の地震では、PFIで行ったプールの屋根が崩壊して、本来すべき工事が行われていなかったことが明らかになりました。

国土問題研究会大滝ダム地すべり問題自主調査団の研究によれば、白屋地区の背後斜面を高原断層が通っており、そこは必ずしも不動域とは考えられず、地すべり域の動きを抑えても、緩み域や背後の斜面の動きをとめられず、白屋地区の斜面を安定化できない可能性がある指摘しております。地すべりの力学的な数字、それを食いとめるためにはどれぐらいの杭やアンカーを必要とするのかを公表してこそ工事への信頼が持てますが、力学的数字は出ておりません。さらに、一九九九年の報告書の地質図にあった高原断層が、二〇〇三年報告資料

の地質図から抹消されております。これでは万全の工事であるのかどうか、科学的に判断することができないと専門家は指摘しております。大滝ダムは、高さ百メートル、長さ三百十五メートル、堤体積百三万立方メートル、総貯水量八千四百立方メートルで、諏訪湖よりも大きな貯水量になります。バイオントンダムのようなダム地すべり災害を起こす可能性を秘めております。国土交通省の地すべり域のみを対象とした今の計画で本当に安心できるのかも含め、科学的データの公表を求めることが必要だと考えます。

そこで伺います。県として、国任せではなく、白屋地区の地すべり対策について独自に安全性を確認すべきと思いますが、いかがでしょうか。

住民は仮設住宅で三度目の冬を迎えようとしております。現在、骨材プラント跡が宅地造成され、住民の半数がここに移転し、残りは村外への集団移転と聞いております。ここも地すべりが心配されておりますが、移転地の大滝地区の安全性は何よりも優先されなければなりません。斜面の調査が行われていると聞いておりますが、その安全が確認されるのはいつになるのでしょうか、今後の見通しをお聞かせください。

対策工事は、来年の一月から土砂の運搬などを始めると地元で説明されておりますが、いまだに着工されておられません。土砂だけでもかなりの量になり、工事が始まったときの道路の渋滞が心配されておりますが、今後の土砂運搬計画についてお伺いいたします。

最後に、災害時の要援護者対策についてお尋ねいたします。

災害が発生したときに、また避難生活を余儀なくされたとき、高齢者や心身に障害のある方、子どもや妊婦など、特別な配慮と援助が必要です。浜松市は、災害時要援護者として、自分の身を守るために適切な防災行動がとりにくい人、急激な状態の変化に対応が困難な人、車いす、補聴器などの補装具を必要とする人、生活をする上で薬や医療装置が必要な人、情報のやりとりが困難な人、情報の入手・発信が

困難な人、理解や判断ができなかつたり時間がかかる人、精神的に不安定になりやすい人、ふだんは生活は支障がなくても、災害時など異常環境に置かれた場合に特別な手助けを必要とする人と説明しております。実際に災害の事前、事後に要援護者をどのように把握するかが大きな課題です。的確に情報をつかむ必要もありますが、同時に、当事者にとってはあまり知られたくない場合もあります。ボランティアが救援に入っても、個人情報保護を理由に情報提供がなされなかったことも報告されております。全国的には、自主的な事前登録制で、いざというときの援助を自治体にお願いするやり方がとられております。

そこで、総合防災監に伺います。医療、保健、福祉等にかかわっている人が連携して福祉力を防災力に変えていくことが重要と思いますが、個々具体の災害時要援護者対応マニュアルを市町村が作成するに当たり、県としてその指針となるものを示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

阪神大震災では、亡くなった方の八四％が住宅の倒壊による圧死でした。事前の災害予防対策は、逃げ出さなくてもよい住まいとまちづくりが基本です。災害時、自力で身を守ることが困難な高齢者や障害のある方は、避難することも大変ですし、避難先の受入れも大変です。住宅やまちが安全・安心であるためには、建物の耐震診断、耐震補強に対する公的支援が求められております。既存住宅への助成制度が必要です。

県は今年度、耐震診断に補助を出すことで、今年度四百件、二百万円が予算化されました。内訳は一件当たり三万円で、そのうち国が一万円、個人負担が一万円、県と市町村が五千円とその金額が低く、実際には利用する人があまりにも少なく、使えない制度になっております。実際の診断はその三倍以上はかかると聞いております。耐震診断を受けても、その結果、地震が来れば家が倒れると言われても、直すだけのお金がないというのが多くの県民の率直な意見です。県が本気で防災に取り組むかどうか問われております。静岡県では、住宅の耐震補強はもちろん助成してありますが、高齢世帯などではなかなか進まず、そのために、木造二階建ての一階に寝ていても、家屋が倒れて身を守ることができる震災ベッドを開発し、その購入費用や家具の固定などにも助成をしております。

そこで土木部長にお伺いいたします。奈良県では住宅にかかわる耐震対策についてどのような取り組みをされておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。答弁によりましては、自席から再質問させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。（拍手）

◎土木部長（木谷信之）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、大滝ダム関係で三問、あと住宅の耐震対策についてご質問がございました。

まず、大滝ダムの白屋地区の地すべり対策についてでございます。

白屋地区の地すべり対策事業につきましては、国において、白屋地区で亀裂現象が発生直後の平成十五年五月に、地すべりや地質等を専門とする学識経験者で構成する大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会が設立され、四回の委員会の検討を経て、同年十二月に、押さえ盛り土等による対策工法が提案されたところでございます。この白屋地区地すべりの対策工法につきましては、検討委員会の場で慎重に検討された結果提案された工法であることから、県といたしましても、安全性には十分配慮されていると理解しているところでございます。

次に、現在行われている斜面調査についてでございます。

現在、国におきまして、白屋地区以外の貯水池斜面の再評価を行うことを目的に、平成十七年三月二十五日に、地すべりや地質を専門とする学識経験者から成る大滝ダム貯水池斜面再評価検討委員会が設置されました。現在、調査の対象とされている五地区の斜面につきまして調査ボーリングが実施されているところでございます。そのうち大滝地区におきましては、おおむね調査ボーリングが完了し、現在、ボーリング試料の整理、取りまとめが行われております。今後、安定解析等終了後、斜面の再評価が実施される予定と聞いております。県といたしましては、国に対し、大滝地区の斜面再評価を最優先に実施するよう強く要望しているところであり、今後も機会あるごとに要望してまいります。

土砂運搬計画につきましてでございます。

現在、国におきまして、地すべり対策工事の詳細設計を実施中でございます。対策工法であります押さえ盛り土に必要な土砂の運搬に関しましては、この詳細設計の中で土取り場、運搬計画などを検討していると聞いております。今後、詳細設計を終えた段階で、国から具体的な内容が県、関係機関、地元住民等に示されるものと考えております。

す。

次に、住宅の耐震対策についてでございます。

住宅の耐震性の向上につきましては、地震防災上重要であると認識しておりますが、住宅の耐震対策は、まず所有者が認識を深め、みずから行うことが基本と考えております。そのため、県としてはこれまで、県民に対する基礎的知識の普及を図るため、例えば、木造住宅耐震改修事例集の作成、県民向けの講演会などを行ってきたところでございます。また、市町村に対する技術的支援、さまざまな情報提供を行うとともに、耐震診断技術者の養成を行ってきたところでもございます。今年度からは、住宅の耐震対策に対する意識啓発を一層進める観点から、地震防災上重要な地域において県民が木造住宅の耐震診断を実施しようとする場合に、国、市町村と連携して、簡易な耐震診断に対し助成を行うこととしたところでございます。今後とも、耐震診断の普及に努めるとともに、補強部材の展示、家具の転倒防止方法などの具体的な情報提供を行うなど、県民意識を高め、住宅の耐震性の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎総合防災監（黒瀬芳紀） 十番今井議員のご質問にお答えいたします。

災害時要援護者対策の指針づくりについてのご質問でございます。

高齢者、障害者などの災害時要援護者支援対策につきましては、国において、本年三月、集中豪雨時等における避難支援の仕組みづくりを中心にまとめられた災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示されたところでございます。さらに、本年度は、災害時要援護者の避難対策に関する検討会、名称はまだ仮称でございますけれども、これを設置いたしまして、避難行動後の避難生活の支援等について検討することとされております。

一方、本県におきましては、地域防災計画において、予防段階での災害時要援護者の安全確保や、災害発生時における災害時要援護者の支援について定めているところでございます。本年度は、この地域防災計画がより実効性のあるものとなるよう、個別の項目ごとの具体的な実施計画となる地震防災対策アクションプログラムの策定に取り組んでおります。その取り組みの中で、災害時要援護者支援対策につきましても、福祉部、健康安全局など関係します十の課と学識経験者か

ら成るワーキンググループを設置しまして検討を行っております、例えば、安否確認方法や情報伝達方法、安全な避難誘導の仕組みづくり、避難生活における配慮事項、医療機関との連携・連絡体制、心のケアなどを検討課題としているところでございます。災害時要援護者対応マニュアルの作成に当たっての指針づくりにつきましても、現在このワーキンググループにおいて検討を行っており、国から出されたガイドラインを踏まえるとともに、国の検討会の動向も注視しながら、できるだけ早期に指針を策定することといたしております。

以上でございます。